

令和7年度ものづくり企業海外ビジネスサポート事業コーディネーター派遣事業業務委託 企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

令和7年度ものづくり企業海外ビジネスサポート事業コーディネーター派遣事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

別紙「令和7年度ものづくり企業海外ビジネスサポート事業コーディネーター派遣事業業務委託仕様書」（以下「業務委託仕様書」という。）のとおり

3 契約上限額

3,208,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

また、委託料は概算払により支払う。

4 事業実施期間

契約の日から令和8年3月19日（木）まで

5 委託事業者数

1者

6 参加資格要件

以下の要件をすべて満たすこと

- (1) 民間企業、個人事業主、N P O 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

7 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

8 スケジュール（予定）

(1) 実施公告	令和7年5月 8日（木）
(2) 質問受付期限	令和7年5月 14日（水）午後5時まで
(3) 企画提案協議参加申込書の提出期限	令和7年5月 14日（水）午後5時まで
(4) 企画提案書等の提出期限	令和7年5月 19日（月）午後5時まで
(5) 委託候補者の決定	令和7年5月 30日（金）
(6) 結果の通知	令和7年6月上旬

9 企画提案競技の方法

（1） 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を次の方法により提出すること。

① 提出先

下記「12 担当課（書類の提出先及び問合せ先）」を参照

② 提出方法

電子メール（アドレス：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp）

※ 件名は「令和7年度ものづくり企業海外ビジネスサポート事業コーディネーター派遣事業企画提案競技 参加申込書」とすること。また、提出確認のため、送信後は電話にて到着の確認をすること。

③ 提出期限 令和7年5月 14日（水）午後5時

（2） 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書（3部）

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 様式はA4判（一部A3判を折り曲げても可）とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書（原本1部、副本3部）

- ・ 業務委託仕様書に定める項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。

ウ 誓約書（1部）

- ・ 別紙2により提出すること。

エ 過去2年間の類似業務実績（3部）

- ・ 様式はA4判（一部A3判を折り曲げても可）とし、これまでの類似業務実績について、実施内容、実施期間及び成果等を項目別にできる限り具体的に記載すること。

オ 添付資料（各3部）

- （ア） 提案者の概要がわかるもの
(法人案内、パンフレット等とする。)
- （イ） 直近2年の決算報告書

③ 提出先

下記「12 担当課（書類の提出先及び問合せ先）」を参照

- ④ 提出期限
令和7年5月19日（月）午後5時
- ⑤ 提出方法
持参又は郵送（郵送にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。
なお郵送の場合であっても、令和7年5月19日（月）午後5時必着とする。）
- ⑥ 留意事項
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（3）質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書について質問がある場合は、質問書（別紙3）を次の方
法により提出すること。

- ① 提出先
下記「12 担当課（書類の提出先及び問合せ先）」を参照
- ② 提出期限
令和7年5月14日（水）午後5時
- ③ 提出方法
電子メール（アドレス：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp）
件名は「令和7年度ものづくり企業海外ビジネスサポート事業コーディネーター派遣事
業企画提案競技 質問書」とすること。また、提出確認のため送信後は電話にて到着の確
認をすること。
- ④ 回答方法
質問者に対して質問受付日の翌日から起算して原則3日以内（土曜日、日曜日及び祝日
を除く。）に回答するものとする。なお、県担当課が応募者全員に了知すべきと判断した
質問及び回答の内容については、宮崎県ホームページにその内容を掲載する（質問者名は
公表しない）。

（4）審査項目

以下の項目について評価を行う。

- ① 全体構成
 - ・ 本事業の趣旨・目的等を十分に理解し、本事業の目的達成のために、受託者の強み・
得意分野（優位性）をどう活かすか提案されているか。
- ② 効果的な事業の実施
 - ・ 支援対象となる県内ものづくり企業（以下「支援対象企業」という。）ごとに異なる
分野横断的な支援ニーズに応じた最適なコーディネーターを派遣できるか。
 - ・ 独自の海外ネットワークを有するなど、世界各国の市場に精通したコーディネーター
を派遣できるか。
 - ・ 支援対象企業からの支援に対する相談や要望に対して迅速に対応できるか。
- ③ 実施体制等の妥当性
 - ・ 支援対象企業1社ごとにコーディネーターを派遣できる体制を有しているか。
 - ・ 本業務を円滑に行うため、実施に必要な経験・専門性を有する専任者を配置するなど、
機動的に対応できる業務実施体制となっているか。
- ④ 実績
 - ・ 本業務を受託するに相応しい業務実績があり、業務遂行能力が認められるか。

(5) 選定方法

(4) の審査項目により企画提案書を採点し、合計点数が最も高い参加者を委託候補者として決定する。必要に応じて、オンラインでヒアリングを行うことがある。
なお、点数が同点の場合は、委員会の協議により決定する。

(6) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に文書で通知する。
審査結果については、文書による通知後、宮崎県ホームページにて公表する。

10 契約についての留意点等

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴収し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 委託契約を締結する前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付する。ただし、次のいずれかに認められる場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 委託事業の実施に伴い取得した著作権及び複製権等は全て県に帰属する。
- (4) 委託費の支払いについては、概算払とする。
- (5) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。事業の一部を再委託する場合は、県と事前に協議すること。

11 その他

- (1) 提案書等の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 期限までに提案書の提出がない場合は、企画提案競技の参加申込みを取下げたものとして取り扱う。
- (3) 虚偽記載等、不正な行為のあった提案書等は、無効とする。
- (4) 公示した仕様又は条件に明らかに適合しない提案書等は、無効とする。
- (5) 本要領6の参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- (6) 提案書等の作成及び提出に係る費用等、本提案に係る費用は、提案者の負担とする。

12 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁8号館4階

宮崎県商工観光労働部 企業成長推進担当（担当 福島、有里）

電話番号 0985-26-7114（直通）

F A X 0985-32-4457

E-mail kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp